

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

練馬区長 吉 田 健 一

練馬区規則第 9 4 号

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（平成22年 3 月練馬区規則第47号）の一部をつぎのように改正する。

第16条第 3 項および第22条第 3 項中「で定める」を「第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

第25条中「第 8 条第25項」を「第 8 条第28項」に改める。

第28条中「で定める」を「第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

第31条中「で定める掲示場」を「第 2 条第 2 項に規定する掲示場」に改める。

第36条第 1 項中「で定める」を「第 2 条第 2 項に規定する」に改める。

別表第 3 の 1 の表11の項をつぎのように改める。

11 観覧席・客席	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席は、つぎに掲げるものとする。 ア 当該観覧席または客席には、⁽⁷⁾および⁽⁴⁾に掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定める数以上の⁽⁴⁾に掲げる基準に適合する車椅子使用者用部分を⁽⁴⁾に掲げる位置に設けること。 ⁽⁷⁾ 車椅子使用者用部分の総数は、つぎに掲げるものとする。 a 各階に設ける座席の数の合計が100以下の場合 2 b 各階に設ける座席の数の合計が100を超え、200以下の場合 当該座席の数の50分の 1 を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）
-----------	---

- c 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、2,000以下の場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数
- d 各階に設ける座席の数の合計が2,000を超える場合 当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に7を加えた数
- (ii) 各階に設ける車椅子使用者用部分の数は、つぎに掲げるものとする。
- a 当該階に設ける座席の数が266以下の場合 2
- b 当該階に設ける座席の数が266を超える場合 当該座席の数に10,000分の75を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）
- (iii) 車椅子使用者用部分の基準は、つぎに掲げるものとする。
- a 幅は、90センチメートル以上とすること。
- b 奥行きは、135センチメートル以上とすること。
- c 床面は平らとすること。
- d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。
- e 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上の同伴者用のスペースを、当該車椅子使用者用部分の横に隣接して設けること。
- f 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設けること。この場合において、車椅子使用者用部分の間に設けられるものがeの同伴者用のスペースのみであるときは、当該車椅子使用者用部分は、隣接し

	ているものとみなす。 (4) 車椅子使用者用部分の位置は、つぎに掲げる場合の区分に応じ、当該区分に定めるところによること。 a 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、400以下の場合 2か所以上に分散すること。 b 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間（(4) e および f の規定により隣接させた車椅子使用者用部分の間を除く。）のうち1以上に縦通路が存するよう分散すること。 c 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合 bに定めるところによるほか、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散すること。この場合において、同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けたものにあつては、分散していないものとみなす。 イ 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式とすること。 ウ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。
--	---

第4号様式（第1片）（裏）をつぎのように改める。

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
□8 便所	—	—	1 車椅子使用者用便房(※2)は、つぎに掲げるもの	4
	—	—	① 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	
	—	—	② 出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示	
	—	—	③ ペーパーホルダーを便器の両側に設置	
	—	—	2 便所のうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 着替台等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示 (1000m ² ≦床面積<2000m ²)	
	—	—	② 折りたたみベッド等を設けた便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示 (3000m ² ≦床面積<5000m ²)	
	—	—	③ 小児用の便座を設置した便房を1以上設置し、当該便房および便所の出入口に、その旨を表示 (床面積≧3000m ²)	
	—	—	3 便所は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。	
□9 浴室等	—	—	② 便房に柵またはフックを設置	
	—	—	1 浴室等に脱衣室を設ける場合(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保	
□10 宿泊施設の客室	—	—	② 室内に段差を設けないこと。	5
	—	—	1 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げる数以上設置	
	—	—	① 客室数>200の場合、車椅子使用者用客室≧客室数×1/100+2(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	② 客室数≦200の場合、車椅子使用者用客室≧客室数×1/50(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	2 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	
	—	—	② 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	③ 車椅子使用者用客室の便所は、つぎに掲げるもの	
	—	—	ア 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。	
	—	—	イ ペーパーホルダーを便器の両側に設置	
□11 観覧席・客席	—	—	④ 浴室等の床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	1 観覧席または客席を設ける場合は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 車椅子使用者用部分をつぎに掲げる数以上設置	
	—	—	ア 各階に設ける座席の数の合計が100以下の場合、車椅子使用者用部分を2以上設置	
	—	—	イ 各階に設ける座席の数の合計が100を超え、200以下の場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×1/50(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	ウ 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、2,000以下の場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×1/100+2(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	エ 各階に設ける座席の数の合計が2,000を超える場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×75/10,000+7(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	② 車椅子使用者用部分は、サイトライン(可視線)に配慮した位置に設置	
	—	—	③ 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、400以下の場合、2か所以上に分散	
	—	—	④ 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式	
□12 敷地内の通路	—	—	⑤ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	
	—	—	1 段がある部分は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 上下端には、点状ブロック等(※1)を敷設(点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置)	
	—	—	② 段の両側に立ち上がり≧2cm(通行の支障となる場合は、この限りでない。)	
	—	—	2 傾斜路は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 手すりを設置	
	—	—	② 高さ>75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅≧150cmの踊り場を設置	
	—	—	③ 両側に側壁または高さ≧5cmの立ち上がりを設置	
	—	—	④ 他の通路等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保	
	—	—	⑤ 勾配≦1/12	
□13 駐車場	—	—	⑥ 幅≧140cm、段に併設する場合は幅≧90cm	6
	—	—	3 幅≧140cm	
	—	—	4 歩行者と車の動線を分離	
	—	—	1 車椅子使用者用駐車施設は、全駐車台数×1/50(1未満の端数は切り上げ)以上設置	
	—	—	2 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 幅≧490cm(車体の駐車スペースは幅≧210cm、その両側の乗降用スペースは幅≧140cm)	
	—	—	② 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示	
	—	—	③ 車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	
	—	—	④ 車椅子使用者用駐車施設および上記③に規定する通路に屋根またはひさしを設置	
	—	—	⑤ 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。)	
	—	—	⑥ 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。)	
	—	—	3 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅≧270cm、奥行き≧540cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	
	—	—	4 車体後部からスロープ板の出る福祉車両に対応できる奥行き≧8mの駐車スペースを確保	

第6号様式（第2片）をつぎのように改める。

(表)
公共的建築物整備項目対応表

整備項目	チェック 重点整備	整備 整備	整備内容	緩和措置
□10 宿泊施設の客室	—	—	1 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げる数以上設置	
	—	—	① 客室数>200の場合、車椅子使用者用客室≧客室数×1/100+2(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	② 客室数≦200の場合、車椅子使用者用客室≧客室数×1/50(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	③ 客室数≧50の場合、車椅子使用者用客室を1以上設置(上記①②を満たさない場合)	
	—	—	2 車椅子使用者用客室は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	
	—	—	② 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	③ 車椅子使用者用客室の便所は、つぎに掲げるもの	
	—	—	ア 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	イ 便所内に、つぎに掲げる構造の便房を設置	
	—	—	(ア) 腰掛便座、手すり等を適切に配置	
	—	—	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	
	—	—	ウ 便所および便房が設けられている便所の出入口は、つぎに掲げるもの	
	—	—	(ア) 幅≧80cm(開放時有効)	
	—	—	(イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その後高低差なし	
	—	—	エ 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。	
	—	—	オ ペーパーホルダーを便器の両側に設置	
	—	—	④ 浴室等は、つぎに掲げるもの	9
	—	—	ア 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	イ つぎに掲げる構造であること。	
	—	—	(ア) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に設置	
	—	—	(イ) 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保	
	—	—	ウ 出入口は、つぎに掲げるもの	
	—	—	(ア) 出入口の幅≧80cm(開放時有効)	
	—	—	(イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その後高低差なし	
	—	—	3 車椅子使用者用客室以外の一般客室は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 宿泊者特定経路上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。)	
	—	—	② 客室の出入口の幅≧80cm(開放時有効)	
	—	—	③ 客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅≧75cm(客室面積<15㎡の場合は70cm)(開放時有効)	
	—	—	④ 客室内には、階段または段を設けない。(同一客室内において複数の階がある場合、傾斜路を併設している場合、浴室等の内側に最低限の高低差を設ける場合を除く。)	
	—	—	⑤ 上記③の便所および浴室等の出入口に接する通路等の幅≧100cm(客室面積<15㎡の場合80cm)	
□11 観覧席・客席	—	—	1 観覧席または客席を設ける場合は、つぎに掲げるもの	
	—	—	① 車椅子使用者用部分をつぎに掲げる数以上設置	
	—	—	ア 各階に設ける座席の数の合計が100以下の場合、車椅子使用者用部分を2以上設置	
	—	—	イ 各階に設ける座席の数の合計が100を超え、200以下の場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×1/50(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	ウ 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、2,000以下の場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×1/100+2(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	エ 各階に設ける座席の数の合計が2,000を超える場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×75/10,000+7(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	② 車椅子使用者用部分を各階につぎに掲げる数以上設置	
	—	—	ア 当該階に設ける座席の数が266以下の場合、車椅子使用者用部分を2以上設置	
	—	—	イ 当該階に設ける座席の数が266を超える場合、車椅子使用者用部分≧当該座席の数×75/10,000(1未満の端数は切上げ)	
	—	—	③ 車椅子使用者用部分は、つぎに掲げるもの	
	—	—	ア 幅≧90cm	
	—	—	イ 奥行き≧135cm	
	—	—	ウ 床面は平ら	
	—	—	エ サイドライン(可視線)に配慮した位置に設置	
	—	—	オ 各車椅子使用者用部分に対して、それぞれ1以上同伴者用スペースを隣接して設置	
	—	—	カ 2以上の車椅子使用者用部分を隣接して設置	
	—	—	④ 車椅子使用者用部分の位置は、つぎに掲げるもの	
	—	—	ア 各階に設ける座席の数の合計が200を超え、400以下の場合、2か所以上に分散	
	—	—	イ 当該階に設ける座席の数が400を超える場合、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に縦通路が存するよう分散	
	—	—	ウ 当該階に設ける座席の数が1,000を超える場合、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するよう分散	
	—	—	⑤ 通路側の座席の肘掛けは、跳ね上げ式	
	—	—	⑥ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置	

(裏)

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置
	重点整備	整備		
□12 敷地内の通路	—	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ	
	—	—	2 段がある部分は、つぎに掲げるもの	
	—	①	手すりを設置	
	—	②	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
	—	③	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	
	—	④	上下端には、点状ブロック等(※1)を敷設(点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を来す場合には、代替措置)	
	—	⑤	段の両側に立ち上がり ≥ 2 cm(通行の支障となる場合は、この限りでない。)	
	—	—	3 傾斜路は、つぎに掲げるもの	
	—	①	手すりを設置	
	—	②	勾配 $> 1/12$ または高さ > 16 cmかつ勾配 $> 1/20$ の傾斜には手すりを設置	
	—	③	前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
	—	④	高さ > 75 cmの場合は、高さ 75 cm以内ごとに踏幅 ≥ 150 cmの踊り場を設置	
	—	⑤	両側に側壁または高さ ≥ 5 cmの立ち上がりを設置	
	—	⑥	他の通路等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保	
	—	⑦	勾配 $\leq 1/12$	
	—	⑧	幅 ≥ 140 cm、段に併設する場合は幅 ≥ 90 cm	
	—	—	4 幅 ≥ 140 cm	
	—	—	5 歩行者と車の動線を分離	
	—	—	6 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置	
□13 駐車場	—	—	1 車椅子使用者用駐車施設を、つぎに掲げる数以上設置	
	—	①	全駐車台数 $\times 1/50$ (1未満の端数は切上げ)	10
	—	②	全駐車台数 ≤ 200 の場合、車椅子使用者用駐車施設数 $\geq$ 駐車台数 $\times 1/50$ (1未満の端数は切上げ)(上記①を満たさない場合)	11
	—	③	全駐車台数 > 200 の場合、車椅子使用者用駐車施設数 $\geq 1/100 + 2$ (1未満の端数は切上げ)(上記①を満たさない場合)	11
	—	④	車椅子使用者用駐車施設を1以上設置	
	—	—	2 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの	
	—	①	幅 ≥ 490 cm(車体の駐車スペースは幅 ≥ 210 cm、その両側の乗降用スペースは幅 ≥ 140 cm)	
	—	②	幅 ≥ 350 cm(車体の駐車スペース幅 ≥ 210 cm+片側に乗降用スペース幅 ≥ 140 cm)	
	—	③	車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
	—	④	車椅子使用者用駐車施設または付近に、利用居室までの経路についての誘導表示を設置	
	—	⑤	車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示	
	—	⑥	車椅子使用者用駐車施設から主要な出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。	
	—	⑦	車椅子使用者用駐車施設および上記⑥に規定する通路に屋根またはひさしを設置	
	—	⑧	駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。)	
	—	⑨	駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。)	
	—	—	3 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅 ≥ 270 cm、奥行き ≥ 540 cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	
	—	—	4 車体後部からスロープ板の出る福祉車両に対応できる奥行き ≥ 8 mの駐車スペースを確保	
□14 標識	—	—	1 昇降機、便所または駐車施設の付近に、つぎに掲げる要件に該当する標識を設置	
	—	①	利用者が見やすい位置に設置	
	—	②	表示すべき内容が容易に識別可能(JIS Z 8210に適合するもの)	
□15 案内設備	—	—	1 建築物または敷地に、昇降機、便所、駐車施設の配置を示す案内板等を設置(容易に視認できる場合を除く。)	
	—	—	2 上記1の案内板等に、授乳場所の配置を加えたものを設置	
	—	—	3 建築物または敷地に、EV、便所の配置を、つぎに掲げる方法により視覚障害者に示す案内設備を設置	
	—	①	文字等の浮き彫り	
	—	②	音による案内	
	—	③	点字および上記①または②に類するもの	
	—	—	4 上記3の案内設備に、授乳場所の配置を加えたものを設置	
	—	—	5 案内所を設置(上記1から4までは適用しない。)	
□16 案内設備までの経路	—	—	1 道等から視覚障害者に示す案内設備または案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。	
	—	—	2 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能で、道等から出入口までの経路を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。	
	—	—	3 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるもの	
	—	①	線状ブロック等(※3)および点状ブロック等(※1)の適切な敷設または音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置	
	—	②	敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等(※1)を敷設	
	—	ア	車路に近接する部分	
	—	イ	段がある部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分	12
	—	ウ	段がある部分の下端に近接する部分	12

第7号様式（第1片）（表）中「□ 建築物」を「※ 建築物」に改める。

第8号様式（第1片）（表）中「□建築物」を「※ 建築物」に改める。

第9号様式（第1片）（表）中「□ 建築物」を「※ 建築物」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第16条第3項、第22条第3項、第25条、第28条、第31条、第36条第1項および第7号様式から第9号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第3、第4号様式および第6号様式の規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第2号および第3号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則別表第3、第4号様式および第6号様式の規定は適用しない。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。